

## 令和6年第2回定例会 総務経済委員会 議案審査経過報告書

### 議案第57号 狭山市税条例の一部を改正する条例

○「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域についての詳細は。

●通称、まちなかウォークアブル区域と呼ばれ、都市再生整備計画の中で市町村が指定する区域となっており、都市再生特別措置法の改正で制定されたものである。

例えば、駅前や商店街といった地区に街路沿いの民地を広場やオープンカフェ等に整備することで、居心地のよい空間をつくり、それによって人々の交流、滞在を促進することで、まちににぎわいを創出する目的で行われているものである。

○狭山市の場合、指定された区域はあるのか。

●現在、狭山市においては区域の設定はない。

○今後そういう区域が設定されるのか。

●実際の所管は都市建設部であるが、直近ですぐ都市再生整備計画の中で区域を設定する話は聞いていない。

○土地の所有者等が受ける特例の内容は。

●土地・家屋・償却資産などの施設の整備を行った場合、5年間の課税標準額が2分の1になる。

○対象となる区域は、国から指定されるのか、あるいは、区域の人たちが申請し認定を受けるのか。

●対象となる区域は、市町村が都市再生整備計画の中で指定した区域で、その事業で整備した街路等に隣接する方が施設の整備を進めるものである。

○個人市民税の寄附金税控除については、公益信託に係る対象が広がり、今後、寄附が増えていくことが期待されるところだが、この公益信託に関してアピールする予定はあるのか。

●公益信託については、国が許認可権を持っているので、市がアピールをする予定はない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第63号 令和6年度狭山市一般会計補正予算(第2号) 歳入 16款国庫支出金 20款繰入金 23款市債、歳出 2款総務費 9款消防費

○歳出9款消防費 1項4目防災費中、防災設備整備事業費において、防災行政無線子局を入曽の新たな商業施設に設置するとのことだが、オープンのタイミングに間に合うのか。

●オープンに間に合わせるように工事を実施する。

○商業施設の賃貸契約は30年とのことだが、防災無線について、契約満了後のことは考えているか。

●設備更新前の防災無線は約20年間使用したことから、概ね20年後と考えられる次の更新時期に、改めて、土地や建物を借用し設置している場所は精査する必要があると認識している。

○この防災無線設備については私有建物の上に設置することとなるが、賃貸料は発生するのか。

●防災無線に対し賃貸料は発生しないことで事業者の了解を得ている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。